

令和2年4月13日

保護者 様

伊丹市立北中学校
校長 升井 竜雄

警報発令時などの登下校について

陽春の候、皆様におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、本校教育の推進につきましてご理解ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、生徒の登校時において気象情報による警報が発令されている場合や地震が発生した場合は、安全確保と混乱を避けるため下記のとおりといたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

- 1 午前7時現在「伊丹市」に、
 - (1) 「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」のいずれかが発令されている場合は、自宅待機し、
 - ① 午前9時までに解除された場合は、登校を開始する。
 - ② 午前9時以後も警報が解除されない場合は、臨時休業とする。
 - ③ 伊丹市に上記以外の警報が発令され、地域により登下校の危険が予想される場合は、学校長の判断で臨時休業とする。
 - (2) いずれかの「特別警報」が発令された場合
 - ① 登校以前に、発令の場合
午前7時現在、発令されている場合、臨時休校とする。
 - ② 登校後に、発令の場合
ア) 学校待機とする。
イ) 「特別警報」解除後は、教育委員会と協議のうえ、状況に応じた安全措置を講じる。
(下校、又は学校待機継続等)
 - (3) 警報が解除されて登校する際も、家の近辺及び通学路の安全を充分に確認して、注意しながら登校する。(状況により、危険だと思われる場合は、無理をせず、自宅待機をさせ、その旨を学校へ連絡する。 TEL 072-782-2434, 072-782-0410)
- 2 伊丹市に地震が発生した場合
 - (1) 震度5弱以上の地震が発生した場合は、臨時休業とする。
 - (2) 震度5弱未満の地震が発生した場合は、原則として、通学路などの安全を充分に確保して注意しながら登校する。
 - (3) 登校後に震度5弱以上の地震が発生した場合は、生徒を安全な場所に避難させ、保護・監督にあたるとともに、通学路の安全、校区内の被害状況等を点検し、下校か学校で待機するなど教育委員会と協議のうえ、状況に応じた安全措置を講じる。
- 3 留意点
 - (1) 前日より、警報発令が予想されるときは、部活動の早朝練習は中止します。
 - (2) 警報解除などにより、登校する場合、遅刻などの心配はせず、安全第一で行動してください。
 - (3) 留守家庭生徒については、あらかじめ近所の方をお願いするなど、非常の際適切な対応がとれるようにしてください。
 - (4) 登校後、警報が発令された場合は、校区・通学路等の安全を確認して、教師による下校指導を行います。
 - (5) 電話による連絡が予測されるときは、すぐにつながるよう長電話等は控えてください。
保護者用サクラメールによる連絡を行います。